

【諮問（個人）第203号】

4川情個第33号
令和5年3月1日

川崎市長 福田紀彦様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会
会長 早川和宏

保有個人情報開示請求に対する拒否処分に係る審査請求について（答申）

令和4年4月27日付け4川総コ第18号で諮問のありました、保有個人情報開示請求に対する拒否処分に係る審査請求の件について、次のとおり答申します。

【事務局】

総務企画局情報管理部行政情報課情報公開担当
電話 044-200-2107

1 審査会の結論

実施機関川崎市長が行った保有個人情報開示請求に対する拒否処分は妥当である。

2 開示請求内容及び審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、令和3年5月11日付けで、実施機関川崎市長（以下「実施機関」という。）に対して、川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号。以下「条例」という。）第26条第1項の規定により、「請求人の世帯に対する特別定額給付金の申請書」について、保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

(2) 実施機関は、本件請求に係る文書を審査請求人が申請した特別定額給付金申請書と特定し、令和3年5月19日付け3川健庶第310号で全部開示処分を行った。

その後、審査請求人から、本件請求は審査請求人の世帯員から提出された特別定額給付金を受給するための申請書についても開示を求めるものであり、その部分についても通知が必要との申出があった。この申出に対し、実施機関は、審査請求人の世帯員から提出される申請書は、審査請求人を本人とする情報ではなく、条例第16条第1項の開示請求に係る権利要件を満たしていないとして、令和3年6月9日付け3川健庶第436号で、拒否処分（以下「本件処分」という。）を行った。

(3) 審査請求人は、令和3年9月9日付けで、本件処分を取消し、開示するとの裁決を求める審査請求を行った（当審査会諮問（個人）第203号事件）。

3 審査請求人の主張要旨

令和3年9月9日付け審査請求書及び令和3年11月24日付け反論書によれば、本件処分に関する審査請求人の主張の要旨は、次のとおりである。

(1) 実施機関は世帯の申請書を開示すると説明していたが、審査請求人が申請した分のみを開示とし、世帯員の申請書は不開示とした。審査請求人が交付を受けた住民票では、世帯員の名前やマイナンバーが印字されている。個人情報という観点ではどちらも個人情報である。マイナンバーという究極の個人情報を同一世帯に属する審査請求人が取得できるのであれば、同一世帯に属する世帯員の個人情報も取得できるという理解になる。実施機関からは法律が違うという曖昧な説明しか返ってこなかった。

(2) 世帯員が特別定額給付金の請求時に別世帯としての請求をするとした理由は事実に反し、名誉棄損である。その理由の事実確認もせず、行政処分を下すというのが妥当か否か審査庁の見解を求める。仮に世帯員が別世帯としての申請ができた理由が別の理由であるのならば、その事を確約する保証を審査庁に求める。

4 実施機関の主張要旨

令和3年10月18日付け弁明書、令和3年12月17日付け再弁明書及び令

和4年12月2日実施の当審査会における口頭による処分理由説明によれば、実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 自己に関する保有個人情報の開示を請求する権利は、当該保有個人情報の主体である本人に対して認められるものであり、個人情報保護の観点からは、たとえ配偶者や家族であっても、開示請求をすることはできないものである。本件請求の審査請求人の世帯員から提出される申請書は、「自己を本人とする保有個人情報」には当たらないため、本件処分を行ったものである。

住民票の写し等の交付については、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条において、自己又は自己と同一の世帯に属する者に係る住民票の写し又は住民票に記載をした事項に関する証明書の交付を請求することができると定められている。

住民票の写し等の交付は、この定めに基づいて行っているものであり、本件請求とは、根拠を異にするものである。

- (2) 審査請求人は、特別定額給付金の申請手続及び給付に関する業務について、その妥当性や違法を述べるものと思われるが、本件審査請求は、条例に基づく保有個人情報開示請求に対する本件処分についての違法又は不当を争うものであり、給付金の申請手続及び給付に関する業務についての違法又は不当を争い得るものではないから、審査請求人が求める見解の提示や保証をし得るものではない。

5 審査会の判断

- (1) 本件処分に係る審査請求人の世帯員から提出される特別定額給付金を受給するための申請書が条例第16条第1項の「自己を本人とする保有個人情報」に該当するかどうかを検討する。

自己に関する保有個人情報の開示を請求する権利は、当該保有個人情報の主体である本人に対して認められるものである。本件処分に係る文書は、審査請求人本人に関するものではないから「自己を本人とする保有個人情報」に該当しない。よって、実施機関が行った本件処分は妥当である。

- (2) 審査請求人は、世帯員のマイナンバーという究極の個人情報が記載された住民票を同一世帯に属する審査請求人が取得できることを挙げて、本件処分への不服を述べている。しかし、住民基本台帳法によれば、自己と同一世帯に属する者が世帯員の個人番号が記載された住民票を取得できることが認められており（第12条第1項、第7条第8号の2）、実施機関が主張するとおり、請求の根拠が住民基本台帳法と条例では異なることから、結果に差異があることは何ら不合理ではない。

以上の理由により、前記1に記載の「審査会の結論」のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会（五十音順）

委員 石 野 百合子

委員 嘉 藤 亮

委員 友岡史仁
委員 中島美砂子